

令和 8 年度における国立研究開発法人産業技術総合研究所の
中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 8 年度の産総研における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として 36%、金額が約 326 億円になるように目指し、次の取組を行うものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として 3%以上を目標とする」と定められている。

このことを踏まえ、新規中小企業者の契約比率について、3%以上を目標とし、スタートアップを含む新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るとともに、受注量だけでなく取引内容の質的向上を図る観点から、適正な請負代金の設定や工期の確保など価格転嫁・取引適正化のための措置についても、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

- （１）一般競争入札又は公募公告の案件について、より多くの事業者には調達情報を提供するため、公式ホームページにおいて、全部の研究拠点の入札公告等

がまとめて確認できるよう、ポータルサイト方式による調達情報の提供を引き続き実施する。

- (2) 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産総研公式ホームページに掲載し、事業者が計画的に参入できるようにすることで、競争参加者の拡大を図る。
- (3) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 一般競争入札及び公募とする案件については、中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、説明会から提案締切までの期間を十分に確保する。
- (2) 少額の随意契約とする案件については、中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、財務会計システムを利用したオープンカウンター方式による見積競争を実施する。
- (3) 著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約書のひな形を作成し、活用に努めるものとする。
- (4) 特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

3 官公需に関する相談体制の整備

調達部及び全研究拠点の調達担当部署の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上

位等級への参入の取組を引き続き実施する。

5 総合評価落札方式の適切な活用

(1) 発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

(2) ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制、専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大を進めるものとする。

6 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料、人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）、エネルギーコスト等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、全ての予定価格に最新の実勢価格を反映するものとする。また、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格については、契約期間中の価格変動も適切に反映するものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるよう、ダンピング防止の周知を行うとともに、低入札価格調査制度の対象となる全ての契約について同制度を適用する。調査に当たっては、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況等に加え、人件費及び業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。また、低入札価格調査の対象となった場合に必要となる対応について、入札説明資料等によりあらかじめ入札参加希望者に周知するものとする。

7 分離・分割発注の推進

燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含む物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等も含めて検討する。

8 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

9 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について

取り組むこととする。

- ① 最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
- ② 入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③ 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応するものとする。

10 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施に対して、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について協議の申出があった場合には、予算の不足、過去に変更契約の実績がないこと又は入札による契約であることを理由として協議に応じないといった対応は行わず、迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ② 物件及び役務の契約について、契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について協議の申出があった場合には、予算の不足、過去に変更契約の実績がないこと又は入札による契約であることを理由として協議に応じないといった対応は行わず、迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日策定）における「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を最大限に考慮するものとする。また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項（スライド条項）を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、同指針を参考に発注者として少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努め、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく再委託先も含めて適切に請負代金が設定されるよう配慮するものとする。さらに、契約金額の変更を申し出た受注者を、次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱

わないものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。また、類似の契約で新規中小企業者との契約実績がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げないよう特に留意して仕様内容等を定めるものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

新規中小企業者からの相談に対しては、調達部及び全研究拠点の調達担当部署の「官公需相談窓口」にて、適切に対応する。

(3) 見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約は、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積競争を実施する場合、公示及び見積書の提出に際しては、財務会計システムを通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

第4 上記第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、産総研の全ての調達担当部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を推進するため、「別紙」の推進本部を設置する。推進本部においては、第1の目標達成に向けて、本方針の取組について調達担当職員への周知を図り、実績の向上を目指すとともに、必要に応じて、改善する。また、次年度における契約の方針の作成にあたるものとする。

別紙

「中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制」

1. 推進本部

本部長：研究環境整備本部 調達部長

本部員：調達部審議役、部総括、契約担当職及び地域センター等契約担当職

（事務局：研究環境整備本部 調達部 調達管理室）